

○「信州宮田村で」合宿応援補助金交付要綱

平成 26 年 9 月 18 日

宮田村告示第 40 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本村におけるスポーツ、文化合宿等（以下「合宿」という。）の誘致を推進するため、村内で合宿を実施する村外の団体に対して予算の範囲内で補助金等を交付するものとし、村費補助金交付規則(昭和 39 年宮田村規則第 5 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる合宿)

第 2 条 交付の対象となる合宿は、村外に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 条)第 1 条に定める学校の児童、生徒、学生等で構成する団体及び社会人で構成する団体（以下「団体」と言う。）を対象とし、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 村内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 1 回の合宿における延べ宿泊数（合宿に参加し宿泊した延べ数）が 20 人泊以上あること。分宿の場合も同様とする。
- (3) 宮田村又は、宮田村の関連団体（宮田村からの補助金の交付を受けている団体）からの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 政治的、宗教的な活動を目的としない団体であること。

2 その他村長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(複数年度にわたる合宿の補助対象年度)

第 3 条 1 回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最初の宿泊日の属する年度とする。この場合において、前条第 2 号に規定する延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 村内の宿泊施設に宿泊した延べ宿泊数に 500 円（11 月から 3 月については 1,000 円）を乗じて得た額とする。
- (2) 1 回の合宿において受けられる補助金の額は、10 万円を限度とする。
- (3) 前号に該当する団体には宮田村特産品を贈呈する。
- (4) 団体が受け取れる補助金は年度内 1 団体 1 回とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付申請をしようとする団体は、「信州宮田村で」合宿応援補助金交

付（変更）申請書（様式第1号）に村長が必要と認める書類を添えて事前に申請しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 補助金の交付決定通知は、「信州宮田村で」合宿応援補助金交付（変更）決定通知（様式第2号）により行うものとする。

（変更の承認）

第7条 補助金の交付決定をうけた団体が、第5条の申請内容を変更しようとするときは、様式第1号に村長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。ただし、交付決定額の20%以内の変更等軽微な変更は、この限りでない。

（変更交付決定の通知）

第8条 補助金の変更交付通知は、様式第2号により行うものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業終了後速やかに「信州宮田村で」合宿誘致補助金実績報告書（様式第3号）に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第10条 村長は、補助金の交付決定を受けた団体が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。